

クイズの答え

Q.1～Q.3

ぜ～んぶ ○

あたり前に思っているもの、それも権利なんだ！っていうものもあるかも。条例を読んでみよう。

Q.4

③

国際連合が1954年に決めた「世界こどもの日」。1989年の11月20日にはすべてのこどもに人権を保障する「こどもの権利条約」ができました。

Q.5

みんなの持っている権利の中に、「個性が大切にされる権利」があるよ。
この問題に正しい答えはないけれど、どうしたら自分もみんなも、おたがいの個性を大切にできるかいつも考えられるといいね。

大人の方へ

このリーフレットのタイトルである「きみはたからもの」は、藤枝市こども・若者会議に参加する小学生が名付けたものです。どんな環境にあっても、あなたは「こどもの権利」が保障された宝物であるという思いが込められています。こどもの権利には、学ぶことや健やかに育つこともありますが、それだけでなく、個性が尊重されること、遊ぶこと、休むことも重要な権利です。

こどもや若者は「次世代の」「未来を担う」などと表現されます。しかし、彼らは「いまを担う存在」であって、いまの社会に対しても意見を言ったり、参加したりする権利があります。

藤枝市こども基本条例は、こうしたこどもの権利の保障について定め、こどもを中心にした

「こどもにやさしいまちづくり」を目指す指針です。「きみはたからもの」のスローガンが少しずつ浸透し、

藤枝市が「こどもにやさしいまち」になっていくように、ともに取り組んでいきましょう。



藤枝市こども基本条例 全文はこちら

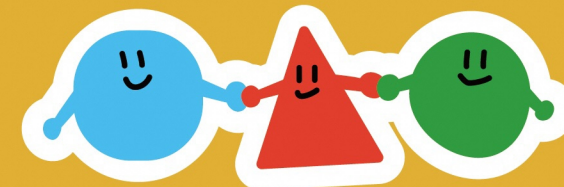
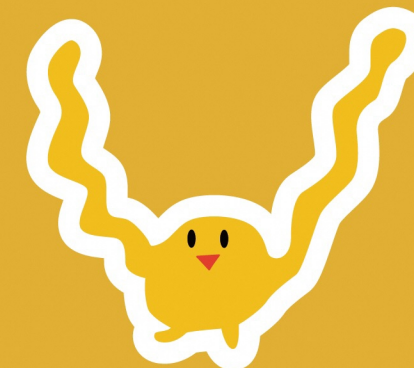
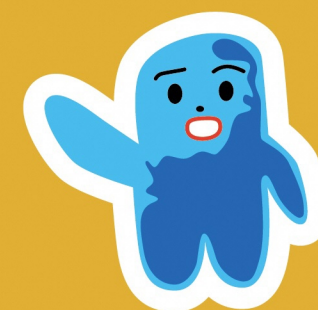
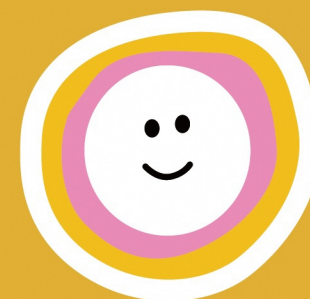
制作・イラスト：令和6年度 藤枝市こども・若者会議メンバー

ともなり あおい ころも さゆり さえ みやちゃん まほ そうき けんしん ことこ

発行：藤枝市 お問い合わせ：藤枝市こども課 054-643-3246

藤枝市こども基本条例 入門リーフレット

きみはたからもの



ふじえだし きほんじょうれい し
「藤枝市こども基本条例」をお知らせするために
こどもたちがこどもたちのためにつくりました。



みんなはいつだって、大切に守られるたからもの。
このリーフレットを読んで、
きみを守る「こどもの権利」を
知っておこう！



「藤枝市子ども基本条例」を
読んでみる

藤枝市子ども基本条例って？

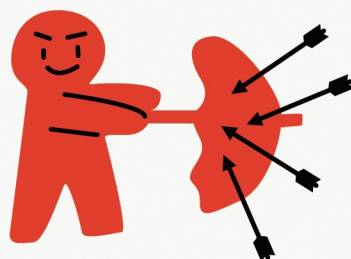
藤枝市子ども基本条例は、こどもが持っている権利を守るために
藤枝市が決めた「やくそくごと」です。じゃあ、権利ってなんだろう？
それはきみや、みんなが元気に、幸せに、安全に生きるための「おまもり」です。
ここに出てくる「権利」たちは、いつでもきみや、きみの大切な人を守ってくれます。
大事にしてね。

安心して健康に
生きる



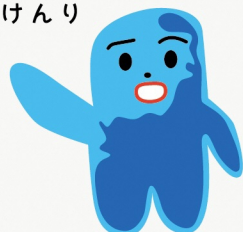
まも
守られる
けんり

いじめを受けない
けんり



ひとりひとりのちがいが
大切にされる

い
言える
けんり



やす
休む
けんり



いろんな「権利」がきみの仲間だよ

自ら守り、守られ
育まれる



あい
愛される
けんり

あそ
遊ぶ
けんり



社会に参加する



なかま
仲間をつくる
けんり

ほか
他にもたくさん！

権利のこと、クイズでもっと知ってみよう！

Q1. 助けてもらえる権利はある？

○ か ×

Q2. 仲間を集める権利はある？

○ か ×

Q3. 自分らしくいられる権利はある？

○ か ×

Q4. 5月5日はこどもの日。では「世界こどもの日」は？

① 5月6日

② 9月18日

③ 11月20日

④ 12月24日

自分でじっくり、おとなや友だちといっしょに、考えて話し合ってみよう！

Q5. こんな時みんなならどうする？

みんなで休み時間にひとつの遊びをすることになったよ。
いつもやりたい人が多い遊びがえられちゃって、自分がやりたい遊びができない…
こういうモヤモヤ、みんなもある？ 考えを書いてみよう！

答えは次のページへ！